

久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）

都市計画生産緑地地区中第7号、第19号、第23号の一部、第26号及び第36号生産緑地地区を廃止する。

1 理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

2 新 旧 対 照 表

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止		
旧	第 7号生産緑地地区	約0. 13 h a	
新	廃 止		
旧	第19号生産緑地地区	約0. 06 h a	
新	第23号生産緑地地区	約0. 14 h a	面積及び区域の変更 (約0. 13 ha を廃止)
旧	第23号生産緑地地区	約0. 27 h a	
新	廃 止		
旧	第26号生産緑地地区	約0. 08 h a	
新	廃 止		
旧	第36号生産緑地地区	約0. 09 h a	

3 変更概要書

名 称	変 更 の 内 容
第 7 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0. 1 3 h a を廃止する。</p>
第 1 9 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0. 0 6 h a を廃止する。</p>
第 2 3 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の一部廃止</p> <p>面積約 0. 2 7 h a の内、約 0. 1 3 h a を廃止し、面積約 0. 1 4 h a に変更する。</p>
第 2 6 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0. 0 8 h a を廃止する。</p>
第 3 6 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0. 0 9 h a を廃止する。</p>